

令和元年度認知症とともに暮らす地域あんしん事業の概要

【目的】 認知症になっても地域で安心して暮らすことができるよう、認知症の初期(MCIを含む)から中・重度までの段階に応じて、地域において適切な支援が受けられる体制を構築する。

【事業内容】 区市町村が実施する1～3の取組を支援する。

1 認知症検診推進事業【新規】

認知症に関する正しい知識の普及啓発を進めるとともに、認知症検診を推進することにより、早期診断・対応を促進

＜補助基準額＞ 対象人口規模に応じて4段階に設定（補助率10/10）

①普及啓発：1区市町村あたり110～900万円 ②認知症検診：1区市町村あたり320～2,600万円

2 認知症地域支援推進事業【拡充】

大規模団地等に支援拠点を設置し、認知症の初期段階からの継続的な支援体制づくりに向けた取組を推進

①支援の担い手の育成・活動支援 ②多職種協働の推進 ③初期段階の認知症の人の支援 ④**本人の視点を重視した支援**

＜補助基準額＞ 1区市町村あたり1,100万円（補助率10/10）

※東京都は、東京都健康長寿医療センターと協働し、区市町村の取組を支援

3 認知症ケアプログラム推進事業

認知症の行動・心理症状の改善が期待される「日本版BPSDケアプログラム」を普及するための取組を実施

①介護サービス事業所へのケアプログラムの普及 ②アドミニストレーターの養成 ③参加事業所への支援

＜補助基準額＞ 1区市町村あたり900万円（補助率10/10）

※東京都は、東京都医学総合研究所と協働し、ケアプログラムを運用・推進

【令和元年度予算額】 384,187千円

【事業イメージ】

認知症に関する理解促進、早期の診断・対応につなげる仕組みが必要 ⇒ ①**認知症検診推進事業**



初期段階からの継続的な支援の仕組みづくりが必要

⇒ ②**認知症地域支援推進事業**

容態に応じた適切な対応ができる専門職の育成が必要

⇒ ③**認知症ケアプログラム推進事業**

認知症とともに暮らす地域あんしん事業 認知症検診推進事業の実施について

事業の概要

目的

- パンフレット及び認知症のチェックリスト等を活用した認知症に関する正しい知識の普及啓発
- 早期診断に向けた認知機能検査を推進

事業内容

- 都は、区市町村が実施する事業の経費を補助
- 区市町村は、都が示す事業案を参考に任意の方法で事業を実施

事業名

区市町村の任意の名称

対象

原則として70歳以上の都民

実施方法

東京都参考事業案



パンフレット「知って安心認知症」

自分でできる認知症の気づき
チェックリスト

①対象者への周知

- ・対象者に区市町村から周知
- ・チェックリストを掲載したパンフレット「知って安心認知症」等の対象者への送付
- 対象者によるセルフチェック

②医療機関で医療職（医師・看護師等）による個別検診

①のセルフチェックの結果が20点以上で検診を希望する方が、検診実施医療機関に申込む。

検診実施医療機関は、希望者に対し
問診・認知機能検査を実施

③検査実施後の対応

- ・「認知症の疑いあり」の結果が出た方への受診勧奨やフォローの実施
- ・検査結果と検査後の対応を各医療機関から区市町村へ送付

補助基準額

対象となる人口に応じて段階を設定

【補助率】 10/10

	区分(対象人口規模)			
	1万未満	1万以上2万未満	2万以上5万未満	5万以上
検診事業	3,200千円	6,500千円	16,000千円	26,000千円
普及啓発	1,100千円	2,200千円	5,600千円	9,000千円

(パンフレットによる普及啓発のみを行う場合であっても検診事業の実施を前提に補助対象とする。)

実施期間

2019年度～2023年度[予定] (東京都高齢者保健福祉計画 8期終了まで)

令和元年度予算

141,900千円

認知症とともに暮らす地域あんしん事業 認知症地域支援推進事業について

目的

大規模団地等において、認知症支援の拠点を設置し、認知症の初期段階から支援ができる地域づくりを推進する。

事業の内容

区市町村への補助事業

◆大規模団地等を抱える地域において、認知症支援の拠点を設置して実施する以下の取組に対して補助を実施

1 担い手の育成及び活動支援

- ・認知症の人の見守り活動、認知症カフェの開催等の担い手を育成し、円滑に活動できる仕組みづくりを実施（ボランティア登録制度創設、情報交換会の開催等）

2 多職種協働の推進

- ・多職種や担い手が連携して、認知症の人が必要とする支援を調整することのできる体制を構築（サポート医や支援機関と連携した取組の実施等）

3 初期段階の認知症の人への支援

- ・初期段階の認知症の人を早期に把握する取組の推進
- ・初期段階の認知症の人に対する支援の充実（無料健康相談会、認知症リハビリテーション教室の開催等）

4 本人の視点を重視した支援

- ・認知症の本人が参加し、出会い、語り合う機会・場を創出し、本人の声を活かした社会参加の促進（本人ミーティング開催、本人の声に基づく具体策の実施等）

東京都が実施する事業

◆区市町村における認知症とともに暮らす地域づくりを支援
（東京都健康長寿医療センターに委託）

- ・区市町村へのアドバイザー派遣
- ・認知症地域づくり支援研修の実施
- ・初期の認知症の人への効果的な支援手法の開発
- ・支援者向けマニュアルの作成

支援

【補助規準額】 1 区市町村当たり 1 1 百万円

【補助率】 10 / 10

認知症支援の拠点の要件

- ・高齢者が気軽に立ち寄り、必要な情報を得られる場とすること
- ・週2日以上拠点として運営されていること
- ・地域包括支援センターとの連携体制が確保されていること

令和元年度の認知症ケアプログラム推進事業について

目的

認知症の行動・心理症状(BPSD)を軽減する「日本版BPSDケアプログラム」を活用し、認知症ケアの向上を図る。

事業の内容

区市町村への補助事業

◆管内の介護サービス事業所等にケアプログラムを普及するための以下の取組に対して補助を実施

1 介護サービス事業所への普及

- ・説明会の開催等により、ケアプログラムに参加する介護サービス事業所を募集・選定

2 アドミニストレーターの養成

- ・事業所の職員に、標準カリキュラムに基づいてアドミニストレーター研修を実施

3 利用事業所への支援

- ・ケアプログラム導入支援（導入経費の助成等）
- ・ケアプログラムの適切な利用に向けた支援（フォローアップ研修・地域交流会の開催等）
- ・ケアプログラムの普及啓発（参加事業所のPR等）

【補助規準額】 1区市町村当たり 9百万円

【補助率】 10/10

東京都が実施する事業

◆日本版BPSDケアプログラムを運用するとともに、普及促進に向けた取組を実施
(東京都医学総合研究所に事業の一部を委託)

- ・オンラインシステムの運用・管理
- ・インストラクターの養成
- ・合同アドミニストレーター研修の開催
- ・ケアプログラムの普及啓発

支援

【日本版BPSDケアプログラムの概要】

■BPSDの評価、背景要因の分析、ケア計画の作成、ケアの提供を、ケアプログラムに則って実践することで、認知症ケアの質を向上

人材養成

アドミニストレーター(※1)、
インストラクター(※2)の養成

オンラインシステム

BPSDを可視化し、チームで共有
※WEBサイトへのログイン形式

+

※1 事業所での実践者、※2 ケアプログラムの推進役

